

御協力をお願い！

電気工事士技能試験判定員の募集について

電気工事士技能試験は判定員(全国で約1,300名)の方々に支えられ、実施されています

1. 業務内容

電気工事士技能試験における受験者の作品の判定業務(欠陥の有無の判定)

2. 勤務地

採用された地域で行われる技能試験会場(全都道府県の主要都市)

3. 勤務日数

年4日(7月と12月のそれぞれ2日)行われる試験のうち対応可能な日

4. 手当等

判定員手当、旅費・交通費を当試験センターの規程により支給

5. 応募資格 (応募資格の詳細は、当試験センターHPをご覧ください)

- ① 第一種電気工事士の資格を有する方
- ② 第二種電気工事士の資格を有する方、電気工学の科目を修めて学校を卒業された方、又は電気主任技術者の資格を有する方など、そのいずれかであって、所定の実務経験を5年以上有する方
- ③ 電気科の関係科目を教えている学校の先生 等

6. 判定員になるための流れ

① 書類選考

② 採用面接

- ・面接
- ・技能試験問題の複線図の作成
- ・作品の欠陥の有無の判別 等

③ 新人研修

判定に必要な知識を理解していただくための研修
(判定員としての心構え、欠陥の判断基準の説明、実習等)

④ 選任

判定員として選任(電気工事士法に定められた「試験員」)

⑤ 試験実施日

指定された技能試験会場で、受験者が作成した作品について、欠陥の有無を判定

(御協力いただける方は、下記までご連絡ください)

連絡先：03-3552-7651

試験業務部 判定員担当：前田、荒井

<https://www.shiken.or.jp/> → 「採用情報」 → 「判定員募集」についてをご覧ください。

